大田市人権問題に関する企業等連絡協議会について

近年、企業活動においても人権尊重の視点が一層重要となる中、地域に根ざす企業等の皆さまが主体となり、互いに連携しながら人権意識の向上や課題解決に取り組んでいくことが求められております。

このような状況を踏まえ、本市では、企業等の皆さまが相互に連携し、自主的に研修や啓発活動、情報交換等を行う場として、「大田市人権問題に関する企業等連絡協議会」が創設されました。

本協議会は、参加される企業等の皆さまが主体となり、人権を尊重する企業風土の醸成や、地域社会への貢献につながる取組を進めていくことを目的とするものです。本市といたしましては、こうした企業主体の取組が円滑かつ効果的に進められるよう、研修等への協力をはじめ、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

【大田市人権問題に関する企業等連絡協議会とは】

【目　的】
「人権尊重」の視点から持続可能な企業活動・大田市につなげていくことを目的とする。

【理　由】
現状、各企業等が個別に実施している人権に関する取組において、人権に関する知識や人材、資源が不足している状況であるため、協議会での活動により企業同士のノウハウの共有や互いの学び合いができる。

【期　待】
行政に限らず、地域の企業や事業所、団体が一丸となって人権を尊重し、地域社会に貢献することは、その企業等の成長にもつながり、ひいては市全体の発展にも寄与する。

【大田市人権推進課の役割】

企業等が取り組む人権意識の向上や課題解決向けた活動のサポート。
・研修会における、会場提供や講師紹介
・総会、役員会等における事務補助　等

【協議会の具体的活動内容について】

・会員は年会費を納め、その会費収入により協議会の活動を行う。
・役員体制：会長、副会長、事務局長、理事、監事
・年1回の総会開催。適宜役員会開催
・活動内容：人権研修会（講演会）、リーフレット作成、人権週間等における街頭啓発活動など